

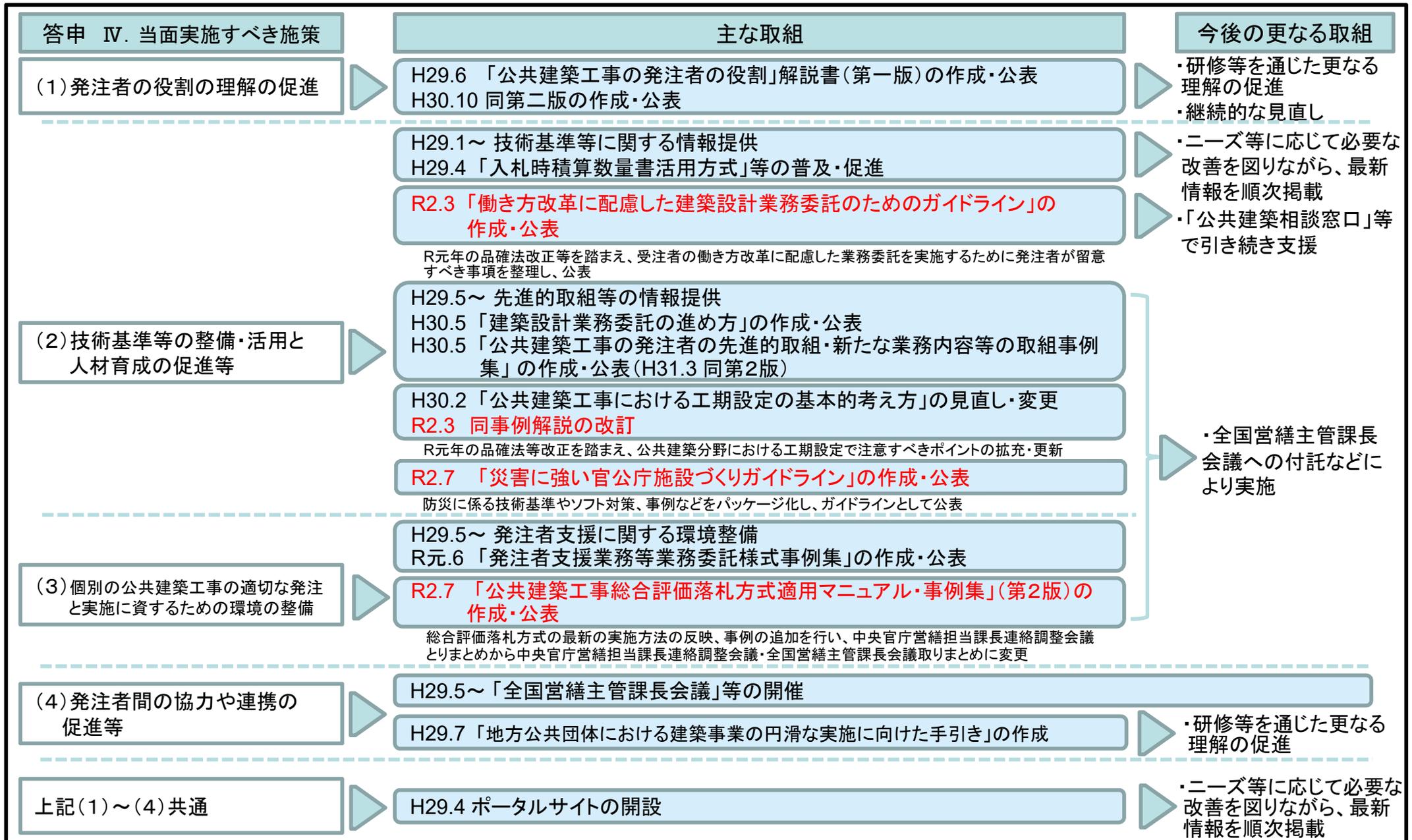
最近の官庁営繕行政について

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営繕工事の取扱いについて（概要）
3. 営繕工事における働き方改革の取組について
4. 営繕工事における生産性向上技術の活用について
5. 霞が関地区の整備状況

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (H29.1.20)

を受けた取組状況 (R2.9時点)

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その取組状況は、以下のとおり。



働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン(概要)

背景

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の令和元年6月改正において、設計を含む「調査等」が法律の対象として位置づけられるとともに、働き方改革の推進に対応する見直しが行われた。

ガイドラインの概要

■ガイドラインの目的等

- ・受注者の働き方改革に配慮した業務委託を実施するために発注者が留意すべき事項を整理したもの^{※1}。
- ・作成にあたって、建築設計三会^{※2}との意見交換を実施。

※1 令和2年秋を目処に都道府県・政令市共通のガイドラインとすることを調整
 ※2 (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会

■ガイドラインの章構成

- [1] 適正な履行期間の設定
- [2] 手戻り防止のための設計業務プロセス管理
- [3] 業務環境の改善と生産性向上
- [4] 履行時期の平準化と適切な業務発注

■記載内容の例

※一部抜粋

- [1] 適正な履行期間の設定**
- 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇等による不稼働日を考慮する。
 - 次に示す調整等の時期及びこれらに要する期間を考慮する。
 - ・ 計画通知や各種法令・条例に基づく許認可等に係る手続
 - ・ 施設管理者との協議及び調整
 - ...



各章は留意事項と参考資料で構成
 留意事項
 参考資料

課題 近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。

対応 官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを作成（令和2年6月）し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。
令和3年度上半期を目処に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定する予定。

災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

ガイドラインの構成

はじめに

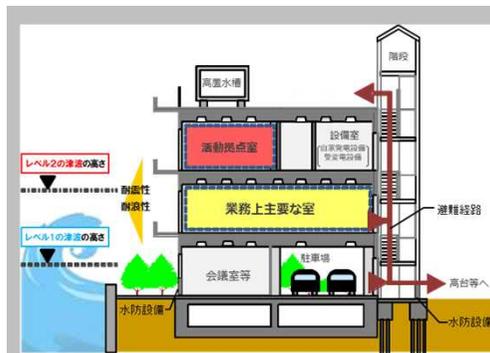
施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録（整備事例、URL一覧など）



施設整備上の対策の例

官庁施設における津波対策

地域防災倉庫との合築 ▶



施設管理上の対策の例
津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練

災害発生時の営繕部局の役割の例
官庁施設の被災状況調査



2. 新型コロナウイルス感染症拡大に対応した営繕工事の取組について(概要)

工事の段階	対策内容
<工事全般>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時中止措置等について、受注者の申出に応じて対応 ○ 工事の継続又は再開に当たっては、感染拡大防止対策の徹底
<設計積算>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時中止した場合、工期・費用等適切に設計変更
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更 <ul style="list-style-type: none"> ・現場に従事する者のマスク、現場に配備する消毒液の購入費用 ・現場入場・退場時の現場内施設の消毒作業、体温計測器の設置の費用 ・遠隔現場管理に要する機器の費用及び通信費 <p style="text-align: right;">等</p>
<入札契約>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札契約手続き全般の柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・ヒアリングの原則省略 ・技術提案のテーマ数や提案数は必要最小限 <p style="text-align: right;">等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注ロットの拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄事務所発注工事等における指名競争入札の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者が少数と見込まれる比較的難易度が低い工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式(指名競争・総合評価落札方式) 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監理技術者等の規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・所属建設業者と監理技術者等が3カ月未満の雇用関係でも可
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録基幹技能者の講習修了証有効期限の延長
<施工段階>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査、打合せ等の実施に当たって、可能な限り電話、インターネット等を活用
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監理技術者の専任の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスに起因する監理技術者の途中交代を許可
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間前金払及び既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・工事一部一時中止等を実施する受注者に対し、資金繰りが逼迫することのないよう適切に支払い

3. 営繕工事における働き方改革の取組について(2020)

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

建設業における取組

- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（第1次改訂）
- 適正な工期設定・施工時期等の平準化
- 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底
- 生産性向上
- 下請契約における取組
- 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

営繕工事における取組

(凡例：2020年度からの取組 - 下線・太字・赤字)

- 適正な工期設定
 - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を踏まえた適切な工期設定。**必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)**
 - ・各工程の施工期間の確保（監督職員が実施工程表で確認。概成工期を発注時に設定）
- 週休2日の推進
 - ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
 - ・週休2日促進工事（**4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善(分離発注された現場では全工事一斉の閉所を求めず、工事単位で取り組めるよう運用変更)**等）を実施
- 施工時期等の平準化
 - ・債務負担行為（適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与）や余裕期間制度の原則活用
- 予定価格の適正な設定
 - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
- ICTの積極的な活用等
 - ・施工BIMの試行 **・設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行**
 - ・**情報共有システムの活用**（機能要件の明確化、工事での本格活用、**設計業務へ試行拡大**）
 - ・電子小黒板の活用（原則全ての営繕工事で本格活用）**・テレビ会議等の活用**
 - ・発注・完成時の評価による施工合理化技術の導入促進 **・建設現場の遠隔臨場の試行**
 - ・**設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)**
 - ・ICT建築土工の試行 **・BIMガイドラインの改定** **・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用**
 - ・**生産性向上技術の導入に関する手引き作成**
- 書類の簡素化
 - ・書類の簡素化（運用の徹底）、省略・集約可能な書類等の明確化（運用の徹底）
 - ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化（建築固有の対応）
 - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達（報告等の期限を遵守する旨を規定）
 - ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化（施工図作成ガイドラインやBIMの活用）
 - ・関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、ASP等の活用）

公共建築工事、民間建築工事の受発注者への普及促進

4. 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用について

■ 取組の背景

■ 未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスを対象を拡大する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階のBIM※をはじめとした施工合理化技術の採用を発注者側が指定する試行を行い、発注・完成時の評価項目への反映を行うとともに、BIMガイドラインを改定する。

※:BIM(Building Information Modelilng)

■ 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月)(抜粋)

BIM導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を2019年度中に取りまとめる。

BIMを、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。

2019 年度の取組

①BIMの取組

- ・ BIMを用いた基本設計図書の作成及び納品（試行）
- ・ 施工BIMを改修工事に拡大（試行）

②情報共有システム・電子小黒板の本格活用

- ・ 情報共有システムに必要な機能要件を明確化し、全国で本格活用

③生産性向上技術の導入促進

- ・ 発注時に生産性向上技術の提案を評価する工事の対象を改修工事にも拡大
- ・ 発注・完成時における評価・加点の対象となる例示技術の追加
- ・ ICT建築土工の試行継続

2020 年度の取組

①BIMの取組

※太字・下線:2020年度新規の取組

- ・ 官庁営繕事業における一貫したBIMの活用（試行）
工事へのデータ提供を見据えた、設計段階でのBIM活用BIM実行計画書の作成、汎用的なオブジェクトの活用
- ・ 施工BIMの実施（試行）

②情報共有、打合せ等の更なる円滑化

- ・ 営繕工事における建設現場の遠隔臨場（試行）
- ・ 情報共有システムの活用を設計業務へ拡大（試行）
- ・ 工事、設計業務でのWEB会議等の活用

③生産性向上技術の更なる導入促進

- ・ 設計段階において生産性向上技術の活用を指定（試行）
- ・ 発注・完成時の生産性向上技術の評価・加点、対象技術例示
- ・ ICT建築土工の試行継続

地方公共団体、民間への展開 ⇒ 全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

① BIMの取組

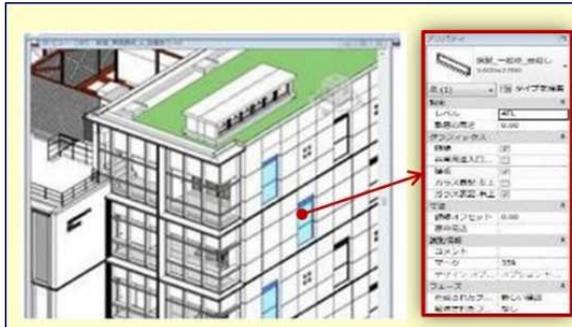
● 官庁営繕事業における一貫したBIMの活用（試行・新規）

令和2年度に発注する**新営設計業務**において、**一貫したBIMの活用に向けた試行を実施**

設計段階



成果図書の一部を
BIMで作成・納品



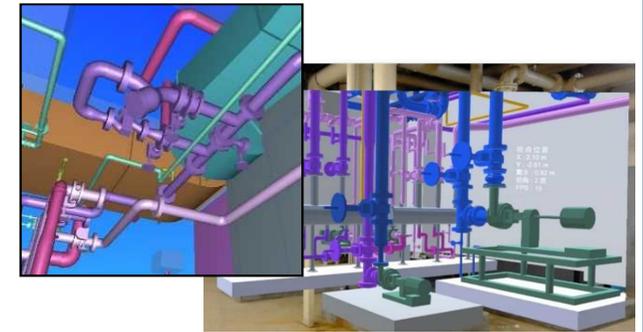
基本設計段階のBIMモデル

分類	項目	担当
建築設計 モデル	空調(床、道路、ホール等)除熱、除湿、各室の除熱	A
	換気、天井高、地下排水、最高高さ設定	A
	構造体:柱、はり、床(スラブ)、基礎、耐力壁等	A
	構造耐力上主要な部分に含まれない壁(隔壁も含む)	A
	屋根、ひしし、バルコニー	A
	エレベーター	A
	階段	A
	EVチャージ	A
	外装(種類、材料等)	A
	外部障子(仕舞も含む)	A
内部障子(仕舞も含む)	A	
天井(天井高を含む)	A	
建築設計 モデル	構造耐力上主要な部分に該当するもの(柱、はり、スラブ等)	S
	構造物(工作物、各種下地材等)	S
設備設計 モデル	電気・配線	E
	器具	E
設備設計 モデル	換気(ケーシングも含む)	E

BEPの作成

施工段階

BIM
データの
提供



・提供されたデータを元に施工BIMの実施
・発注者は、完成イメージの確認に基づく、
施工図の確認・承諾の適正化等に活用

- ・施工段階へのデータ提供を見据えた、**設計段階でのBIM活用**
- ・**BIM実行計画書 (BEP) の作成、汎用的なオブジェクトの活用**

② 情報共有、打合せ等の更なる円滑化

● 営繕工事における建設現場の遠隔臨場（試行・新規）

「監督職員の立会い」を必要とする作業の一部に、**遠隔臨場を適用**



受発注者の作業効率化
契約の適正な履行としての施工履歴の
管理の実施

効果等を把握

- 情報共有システムの活用を設計業務へ拡大（試行・新規）
- 工事・設計業務でのWEB会議等の活用（新規）

③ 生産性向上技術の更なる導入促進

● 設計段階から生産性向上技術の活用を指定（試行・新規）

・**設計段階において生産性向上技術の活用を前提とした検討**を実施

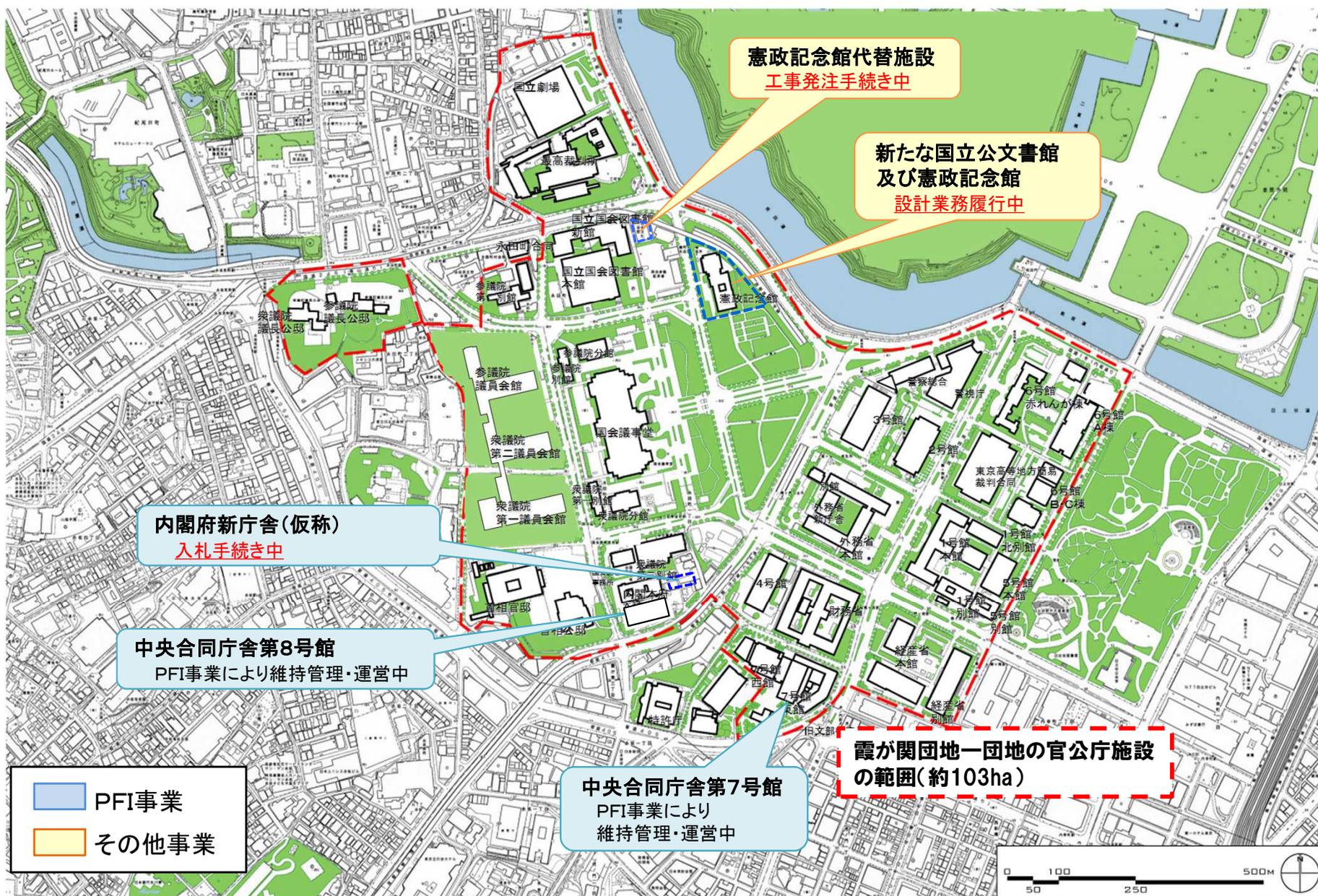
施工段階で当該技術の活用を試行、
効果等の把握



活用にあたり設計段階から検討する必要がある技術
(例 構造に係る技術) 等を対象に実施

5. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。新たな国立公文書館の設計業務を履行中。



○主要事業の概要

■新たな国立公文書館及び憲政記念館

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」を新たに整備

事業概要

場所: 国会前庭
(憲政記念館敷地)
階数: 地上3階地下4階程度
面積: 約42,000㎡
今後の予定:
～R2年度 実施設計
R3年度～ 建設工事
R8年度 施設完成
(R2～3年度
憲政記念館代替施設建設)

設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

○霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画

- ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和
国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。
- ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承
憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。

○霞が関地区の良好な景観形成

- ・地区全体の景観形成への配慮
皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画
- ・緑の連続性への配慮
西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保



国立公文書館 北西側外観



国立公文書館(左)及び憲政記念館西側外観